

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成29年6月19日（平成29年（行情）諮問第252号）

答申日：平成30年7月12日（平成30年度（行情）答申第173号）

事件名：「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の不開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと」（平成28年2月3日総理指示）の主管部局が、総理指示に従って行政文書ファイル等につづった文書の全て（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月1日付け閣情第586号により内閣情報官（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求に至るまでの経緯について

平成28年2月20日付け（同月22日受付）で、審査請求人から、処分庁に対し、本件対象文書の行政文書開示請求が行われた。

これを受け、処分庁は、平成28年3月23日付け閣情第313号をもって不開示決定処分を行ったが、平成29年3月30日付け閣総企第48号により内閣総理大臣が行った裁決を踏まえ、同年5月1日付け閣情第586号をもって原処分を行ったところ、同月9日付け（同月11日受付）で、審査請求人から、不開示決定の取消しを求める審査請求が提起されたものである。

#### 2 本件対象文書及び不開示部分について

本件対象文書は、平成28年2月3日の総理指示（関係省庁間で協力し、情報の収集・分析に万全を期すこと。以下「本件総理指示」という。）に基づき、内閣情報調査室が行った北朝鮮による「人工衛星」と称する弾道

ミサイル発射事案（以下「本件事案」という。）に関する情報の収集・分析の実施状況に係る行政文書である。

本件対象文書を公にした場合、当該事案に関し、内閣の情報機関である当室が本件総理指示に基づいて行った情報の収集・分析の頻度や、手段・形態及びその分量などが明らかとなり、それによって当室が行っている業務の実態やその能力等が推察され、相手方をして対抗・妨害措置を講じられるなど、当室が行う業務の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。したがって、本件対象文書を公にすることは、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるため、処分庁は、法9条2項の規定に基づき、その全部を明らかにしないこととしたところである。

### 3 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件対象文書の開示・不開示の適否について十分な精査を行った結果、本件対象文書については、上記2で述べたとおり、公にすることによって、当該事案に関し収集・分析した情報の頻度や、手段・形態及びその分量などが明らかとなり、法5条3号及び6号の不開示情報を開示することとなるものと判断しており、処分庁の判断は妥当であることから、審査請求人の主張は当たらない。

### 4 結語

以上のとおり、本件審査請求について、審査請求人の主張は当たらず、処分庁における原処分は妥当であることから、原処分は維持されるべきである。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成29年6月19日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月26日      | 審議            |
| ④ 平成30年6月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年7月10日    | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件総理指示に基づき、内閣情報調査室が行った本件事案に関する情報の収集・分析の実施状況に係る行政文書である。

審査請求人は、本件対象文書の不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示情報該当性について

本件対象文書には、本件総理指示に基づき、本件事案について内閣情報調査室が行った情報の収集及び分析の具体的な実施状況等が記載されている。

当該文書は、個々の文書の名称及び文書の件数を含めて、これを公にすることにより、本件事案について内閣情報調査室が行った情報収集の範囲及び手段並びに分析等の具体的な内容が明らかとなり、我が国の安全を阻害しようとする相手方をして、これを踏まえた対抗及び妨害措置を講ずることを容易ならしめるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

## 3 付言

本件開示請求に係る行政文書開示決定通知書を確認したところ、「不開示決定した行政文書の名称」欄には、本件行政文書開示請求書の「請求する行政文書の名称等」の文言と同一の文言が記載されている。

文書の具体的な名称を不開示とすべき事情があったとしても、文書の内容を抽象化して記載するなどの方法によって、どのような文書が対象とされたのかを示し得る場合もあることから、処分庁においては、今後、この点に留意し、可能な範囲で適切に対応することが望まれる。

## 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、同条3号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久